

# 九条の会

2008・4・28

第107号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303  
TEL 03-3221-5075  
FAX 03-3221-5076

## 地域・職場等の「会」が7000を突破

「九条の会」事務局は、4月25日、記者会見をおこない、「九条の会」の当面の活動計画や全国的な地域・分野の「会」の結成状況を明らかにするとともに、最近強まっている「会」の活動への規制・干渉にたいする見解を明らかにしました。

会見では、昨年年11月の第2回全国交流集会における「学区単位に『会』を」の提起が積極的に受け止められ意識的な取り組みがおこなわれている地域では、「会」の数が着々と増えていることが明らかにされ、それらの「会」が草の根における対話を無数に広げていることが、4月の「読売」の調査にみられるような9条改憲反対をますます多数にし、憲法全体でも改憲反対が改憲賛成を上まわる世論をつくりだすことに貢献していることが指摘されました。また、「九条の会」憲法セミナーが、そうした地域・分野での活動をささえる人々を増やすためにも重要になっているとして、別項の憲法セミナーの取り組みを紹介しました。

### 活動への干渉に抗議の見解

同時に、だからこそ、たとえば新憲法制

### 九条の会憲法セミナー

#### 《第5回一岐阜市》

- ◇テーマ 9条で平和をつくる  
メディア報道と憲法問題
- ◇日時 6月21日(土) 13時30分
- ◇会場 じゅうろくプラザ
- ◇お話 井上ひさし(九条の会よびかけ人、劇作家) / 明珍美紀(毎日新聞記者、新聞労連元委員長)
- ◎定員に達しました。キャンセル待ち券の詳細は事務局にお問い合わせを。

#### 《第6回一宮崎市》

- ◇テーマ 人間らしく生きる  
憲法9条と25条
- ◇日時 7月12日(土) 13時30分
- ◇会場 宮崎市民文化ホール
- ◇お話 大江健三郎(九条の会よびかけ人、作家) / 暉峻淑子(埼玉大学名誉教授) / 湯浅誠(「自立生活サポートセンター・もやい」事務局長)
- ◎申し込み受付を開始しました。
- ◇参加費 1000円(学生500円)  
当日、受付で参加券を示してお支払いください。参加券発送は5月12日からとなります。

定議員同盟が「九条の会」に対抗意識をむきだしにしたり、「会」の活動への規制や干

渉を強めているとして、これに抗議する以下の事務局見解を明らかにしました。

## 《九条の会事務局見解》

### 憲法9条を守る運動に対する不当な規制・干渉に抗議する

今年の3月4日に、「新憲法制定議員同盟」の総会が開催され、「われわれと正反対の勢力、『九条の会』と称する勢力」（同同盟幹事長の愛知和男衆院議員の表現）が全国に細かく組織作りができているとして、「九条の会」への対抗意識をあらわにし、「拠点となる地方組織」を作っていくことを方針に掲げました。

私たち「九条の会」の運動は、憲法9条の「改正」に反対し、9条を守り実現しようとする市民が進めているものであり、憲法9条の擁護は市民の自由闊達な議論を通じてこそ実現できると確信しています。それだけに憲法「改正」の是非をめぐる旺盛な議論の自由は絶対に守られなければなりません。

ところが、この間、こうした市民の言論や九条の会の活動を権力的に押さえ込むかのような、表現の自由や集会の自由に対する規制や干渉が目立っています。

神奈川県箱根町では、地域の九条の会が会合のために公民館を借りた際に「9条堅持に偏って主張することは避ける」などの条件を町教育委員会からつけられたり、施設に掲示された「憲法9条が危ない情勢」という表現について「内容が中立的でない」として紙で覆い隠したりされました。

これは、町教育委員会による検閲にほかならず、憲法が保障する表現の自由、集会の自由に対する明らかな侵害です。また、

## 地域・分野の会の数

(2008年4月25日)

	九条の会数	県段階の会 確立状況
北海道	480	
青森	176	○
秋田	44	○
岩手	81	○
宮城	106	○
山形	96	○
福島	99	○
東京	827	
埼玉	375	
茨城	58	
栃木	37	○
群馬	95	○
神奈川	312	○
千葉	311	○
山梨	70	○
長野	272	○
新潟	93	○
石川	82	○
富山	36	○
福井	31	○
静岡	143	○
愛知	314	○
岐阜	84	○
三重	45	○
大分	659	○
兵庫	237	
京都	377	○
滋賀	63	○
奈良	68	○
和歌山	80	○
岡山	183	○
広島	74	○
山口	82	○
鳥取	30	○
島根	71	
香川	41	○
愛媛	47	○
徳島	120	○
高知	49	○
福岡	220	○
佐賀	40	○
長崎	36	○
熊本	71	○
大分	30	○
宮崎	40	○
鹿児島	58	○
沖縄	28	○
その他	53	—
分	15	—
合	7039	○:41

憲法の趣旨に沿って公の施設の平等な利用を定めた地方自治法や、公民館の目的を住民の教育・学術・文化に関する事業とし、その事

業のなかに「討論会」も含めている社会教育法にも反する違法な規制です。

また、映画「靖国」が日本芸術文化振興会から助成を受けたことを問題にした自民党の議員は、国会の質問で、助成対象の選定にあたった専門委員の一人が「映画人九条の会」のメンバーであることを取り上げて、「専門委員の中立性」を問題にしています。しかし、文化的な活動への助成の内容に党派的な国会議員が干渉することこそ、文化行政の公正さ・中立性を損なうといわねばなりません。

こうした規制や干渉の口実として、憲法9条の擁護を訴えることは「政治的」で「偏った」言動だという主張がありますが、憲法をめぐる議論は決して一党一派の立場を主張する「政治」的言論ではなく、むしろ自由な社会では最も手厚く保障されるべき言論です。

私たち「九条の会」の運動が地域や職場に広がる中で、憲法9条を守ろうという声は着実に大きく確固としたものになってきています。4月8日に読売新聞が発表した世論調査で、憲法「改正」に「反対」（43.1%）と答えた人が「賛成」（42.5%）と答える人を上回り、9条の明文改憲に否定的な回答が60.1%にのぼったことは、その一端を示すものです。

そうした中で9条改憲をもくろむ勢力のあせりが、権力の側から国民運動の提起や言論・表現・集会の自由の侵害という形で現れているのです。私たちは、こうした規制や干渉に断固抗議するとともに、今後とも、憲法9条を守る運動を進めていく決意を表明するものです。現れているのです。私たちは、こうした規制や干渉に断固抗議

するとともに、今後とも、憲法9条を守る運動を進めていく決意を表明するものです。

## 箱根九条の会への干渉とは？

見解のなかにある箱根九条の会への規制について、神奈川新聞（3月3日付）は以下のように報じています。

「結成時に記念集会を開くため町仙石原文化センターの使用を町教委に申請。チラシにカンパ要請の記述があり、町教委は『営利目的』と判断。カンパの文言削除を条件とした。さらに町教委によると、一方的に九条堅持に偏った主張は避けるという条件も付けた。その理由を『不特定多数を招く催しなので公平・平等の立場で使ってほしいため』と説明している。同会によると、町教委は護憲を訴えるチラシを配ることも禁止し、チラシの点検を求め、『九条を守るといっては偏った考え。九条の会は政党に類する。一切、九条について参加者に訴えないで』と言ったという。これに対し、町教委は『事前チェックはしていない』と否定。『一方的な考えを強く主張するのはやめてほしいと伝えたまで』と説明した。

同会は条件をのみ、集会にはプログラムなどだけを持ち込み、九条について語らないことを参加者に説明した。以来、同会名では活動が制限されるとして、箱根の会名で施設を借り続けている。だが箱根の会名での催しでも問題が起きた。同会によると、06年夏ごろ町社会教育センターに掲示した催しを告知するポスターの『憲法九条が危ない情勢』との記載部分を、同センター側が紙で覆い隠した。当時のセンター所長は『内容が中立ではなかったため』と話している」